

## 多摩市条例第 号

### 多摩市子ども・若者の権利を保障するとともに支援と活躍を推進する条例（素案）

今、日本では生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていても、未来への希望を失うことなく助け合いながら、子ども・若者が育ち暮らしていけるよう、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。

子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置付け、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めており、多摩市では、子ども・若者の権利として、これら四つの権利を保障し、子ども・若者が挑戦する姿を応援します。

子ども・若者は、守られるだけの存在ではなく、自ら考え、行動できる存在です。周囲の人が子ども・若者の主体性を尊重し、子ども・若者が他者と互いに認め合うことによって、子ども・若者の自己肯定感や自信につながっていきます。

私たちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、全ての子ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

私たちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、自ら抱える課題や社会の課題と向き合い、解決に向けて挑戦する勇気をたたえ、結果にかかわらずその未来を応援します。

私たちは、このまちで暮らし、活動している強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市に向けて行動します。

私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、子ども・若者を誰一人取り残さない、子ども・若者を大切にするまち・多摩市の実現を目指し、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とします。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども・若者 おおむね30代までの市民（団体を除く。）をいいます。
- (2) 市民 多摩市（以下「市」といいます。）の区域内（以下「市内」といいます。）に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び団体をいいます。
- (3) まちづくり 市及び地域のさまざまな主体が、それぞれの特性及び強みを生かしながら、状況に応じて連携し、暮らしやすいまちをつくる活動をいいます。

## (基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、子ども・若者の支援及び活躍を推進します。

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること。
- (2) 子ども・若者が自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整えること。
- (3) 子ども・若者による意見の表明及びまちづくりへの参画の機会が保障されること。
- (4) 子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互に協力し、及び支援する関係を築くこと。

## (子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者には、生きる権利、育つ権利及び守られる権利並びに抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。

2 子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。

3 子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

## (市民の役割)

第5条 市民は、子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重するものとします。

2 市民は、市民それぞれが持っている力及び状況に応じて、子ども・若者を見守り、及び子ども・若者とともに活動し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとします。

3 市内で活動する団体は、それぞれが持つ強みを生かし、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて活動し、必要に応じて市及び他の団体と相互に連携するよう努めるものとします。

4 市内で事業活動を行う者は、働く場又は働く経験から得た知識を提供する立場から、未来の人材となる子ども・若者の育成に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ具体的な施策を講じられるように、必要な推進体制について整備するとともに、その実現に向けて積極的に取り組むものとします。

2 市は、子ども・若者を含む市民が、基本理念を共有し、ともに推進できるよう、理解促進のための周知及び啓発、学びの機会づくり等を行うものとします。

3 市は、基本理念の実現にあたって、市民と連携するとともに、市民同士の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に応じて適切な施策を講ずるものとします。

(切れ目のない支援のための仕組みづくり)

第7条 市及び子ども・若者を支援する市民は、困難を抱える子ども・若者に気づき、支援につなぐための多様な機会を設けるよう努めるものとします。

2 市及び子ども・若者を支援する市民は、子ども・若者の年齢の移行又は各支援者間で支援が途切れないよう、子ども・若者本人の状況及び意思に寄り添い、成長過程に応じた連携及び支援を行うよう努めるものとします。

3 市は、子ども・若者を支援する市民がその役割を十分に果たせるように必要な支援策について検討し、適切な施策を講ずるものとします。

(まちづくりへの参画・活躍のための仕組み・環境づくり)

第8条 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及びまちづくりへの参画に向けた環境及び機会の充実に努めるものとします。

2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者がその持てる能力を発揮してまちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくりに努めるものとします。

(子ども・若者計画)

第9条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、子ども・若者計画を策定し、総合的な推進を図るものとします。

2 市は、子ども・若者計画に、次に掲げる事項を定めるものとします。

(1) 子ども・若者の支援及び活躍の推進に関する基本的な方針

(2) 前号の基本的な方針を具体化する施策の内容

(3) 前号の施策の達成目標

(推進体制)

第10条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて総合的な見地から、子ども・若者計画の推進、施策の評価等を行うために必要な推進体制を整備するものとします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行します。